

未来を担うお子様のために

～静岡県は私立学校を応援しています～

静岡県では、約7万人(令和8年5月現在)の幼児・児童・生徒の方が私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に通っています。

静岡県では、
学校教育において優れた実績を上げ
重要な役割を担っている私立学校教育の振興のため、
① 教育条件の維持・向上
② 保護者の経済的負担の軽減
③ 学校経営の健全性の向上
につながる支援をしています。

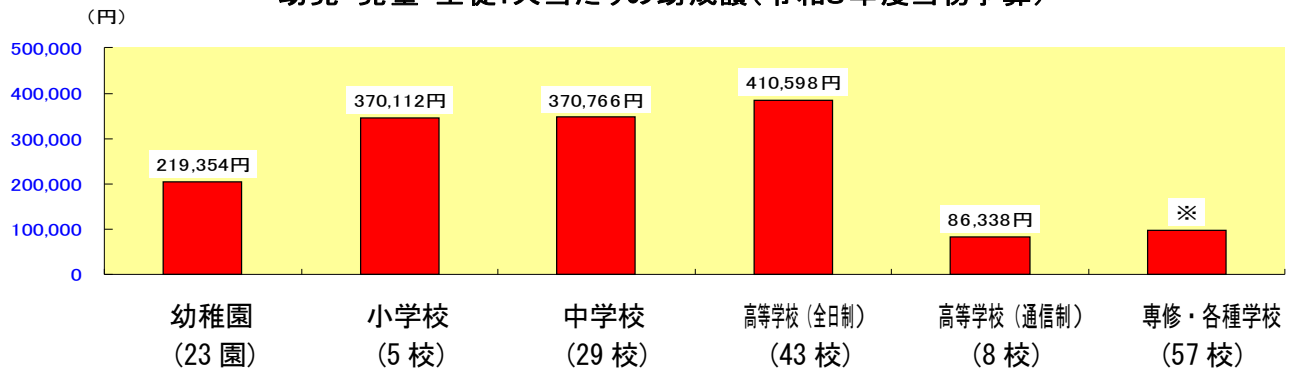


令和8年度予算において、総額約 **361 億円** を計上しています。

経常的経費に **168億2,397万円**

学校法人が設置する学校の教職員の人件費（幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教職員の人件費に限ります。）、教材等の購入費、学校の管理費などの経常的経費に対して助成し、教育条件の維持・向上、修学に係る経済的負担の軽減、学校経営の健全性の向上を図ります。

幼児・児童・生徒1人当たりの助成額（令和8年度当初予算）



※ 専修学校（高等課程102, 530円、専門課程・一般課程（1校当たり）573万円）
各種学校（中学生相当67, 330円、小学生相当67, 240円）

障害のある幼児等への教育に **4億3,124万円**

障害のある幼児を預かる幼稚園や、障害のある児童・生徒の通学する特別支援学校に対し助成します。

- ◆私立特別支援学校教育費助成 **6,624万円**
- ◆私立幼稚園障害児教育費助成 **3億6,500万円**



子育て支援に **4,200万円**

預かり保育や教育相談・地域開放等の子育て支援を行う幼稚園などに助成します。

- ◆預かり保育事業 **3,780万円**
- ◆子育て支援推進事業 **170万円**
- ◆私立幼稚園幼児教育センター事業 **250万円**



校舎の耐震化等の安全確保対策や教育環境の整備に

1億2,340万円

学校法人が実施する校舎等の耐震化事業や老朽化した学校施設の補修、教育機器の整備などに対して助成し、幼児・児童・生徒の安全確保や教育環境の整備・充実を図ります。

- ◆私立学校耐震化促進等事業費助成 **9,000万円**
 - ・耐震化事業、災害用備蓄用品整備
 - ・高校の老朽補修、専修学校の情報処理関連機器の整備など
- ◆私立幼稚園等教育支援体制整備事業費助成 **3,340万円**
 - ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備やICT化支援等



教育活動を支援する人材の配置に

8,910万円

私立学校におけるきめ細かな学習指導やICT教育環境の整備のため、学習指導員、ICT支援員等の配置を行う私立学校に対し助成を行うことで、教育環境の充実を支援します。

- ◆私立学校ICT教育環境整備推進事業費助成 **1,860万円**
- ◆私立学校学習指導員配置等事業費助成 **520万円**
- ◆私立学校スクールカウンセラー配置等事業費助成 **2,340万円**
- ◆私立学校安全教育推進事業費助成 **3,240万円**
- ◆私立学校教員業務支援員配置等事業費助成 **720万円**
- ◆私立学校外国人生徒受入環境整備事業費助成 **230万円**

教職員の育成と確保に

7億8,194万円

教職員の研修、退職金給付に必要な基金造成や年金等の長期給付事業を行う私立学校関係団体に助成し、優秀な教職員の確保と育成を支援します。

- ◆私立学校退職基金造成費助成 **4億9,814万円**
- ◆日本私立学校振興・共済事業団助成 **2億6,960万円**
- ◆私立学校教職員研修等事業費助成 **1,420万円**

外国語の教育支援に

850万円

JETプログラムによるALT（外国語指導助手）を配置する事業に助成します。

- ◆私立学校外国語教育支援事業費助成 **850万円**

外国人留学生受入れのための体制構築に

1,600万円

グローバル人材育成に向けた環境構築を行う私立学校に対し助成を行う。

- ◆国際交流・留学プログラム構築推進事業費助成(新規) **1,600万円**

生徒の就学支援に

177億8,091万円

・私立高等学校等に通う生徒等の授業料の負担を軽減するため、**就学支援金（新修学支援）**を支給するとともに、就学支援金（新修学支援）に上乗せして授業料減免を行った学校に対して、**静岡県私立学校就学支援事業費補助金**により助成しています。

・生徒1人1か月当たりの授業料の支援額は下記表のとおりとなります。**（通信制は別途算定）**

【授業料支援額(上限額)一覧】(通学する学校の授業料が支援額を下回る場合は、授業料が上限額となります)

<① 就学支援金新制度対象者>

区分(月額)	概ねの世帯年収	
	270万円未満	270万円以上
就学支援金新制度	38,100円	38,100円
私立学校就学支援事業【県単】 (上乗せ授業料減免分)	4,650円	—
計	42,750円	38,100円

<② 就学支援金(経過措置)対象者>

区分(月額)	概ねの世帯年収					
	270万円未満	270万円以上 350万円未満	350万円以上 590万円未満	590万円以上 700万円未満	700万円以上 850万円未満	850万円以上 910万円未満
就学支援金(経過措置)	33,000円	33,000円	33,000円	9,900円	9,900円	9,900円
私立学校就学支援【県単】 (上乗せ授業料減免分)	9,750円	4,800円	—	23,100円	6,600円	—
計	42,750円	37,800円	33,000円	33,000円	16,500円	9,900円

<③ 新修学支援対象者>

区分(月額)	概ねの世帯年収						
	270万円未満	270万円以上 350万円未満	350万円以上 590万円未満	590万円以上 700万円未満	700万円以上 850万円未満	850万円以上 910万円未満	910万円以上 (在校生のみ)
新修学支援金	33,000円	33,000円	33,000円	9,900円	9,900円	9,900円	9,900円
私立学校就学支援【県単】 (上乗せ授業料減免分)	9,750円	4,800円	—	23,100円	6,600円	—	—
計	42,750円	37,800円	33,000円	33,000円	16,500円	9,900円	9,900円

・上記のほか、**授業料以外の支援**として返還不要の**奨学給付金**を下記表のとおり給付しています。

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍または外国人学校の生徒（新入生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ。

【授業料以外支援額(上限額)一覧】

<④ 奨学給付金>

区分(年額)	概ねの世帯年収				
	生活保護世帯	住民税非課税世帯 (270万円未満)	270万円以上 380万円未満	380万円以上 490万円未満	380万円以上 600万円未満 (多子世帯)
全日制	52,600円	152,000円	50,670円	38,000円	—
通信制	52,600円	52,100円	17,370円	13,030円	—
専攻科	—	52,100円	17,370円	—	13,030円

※ 世帯年収については、4人世帯（夫婦、高校生1人、中学生1人）を想定した目安額。

静岡県内の私立学校に通学する生徒の授業料や授業料以外の費用（教材費、学用品等）を支援します。

【授業料に係る助成】

区分	対象校種	助成額	対象要件
就学支援金	①新制度 高等学校（全日制・通信制） 特別支援学校（高等部） 専修学校（高等課程・一般課程） ※静岡県内の学校に限る	前ページ授業料支援額一覧表①のとおり	左記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、以下の1～7のいずれかに該当する者 1. 日本国籍を有する者 2. 特別永住者 3. 永住者 4. 日本人の配偶者等 5. 永住者の配偶者等 6. 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 7. 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者
	②経過措置 高等学校（全日制・通信制） 特別支援学校（高等部） 専修学校（高等課程・一般課程） 各種学校（高校生相当） ※静岡県内の学校に限る	前ページ授業料支援額一覧表②のとおり	左記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、就学支援金新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒であって、以下に該当する者 ・R8在校生（留学生含む）の場合 概ね世帯年収が910万円未満の世帯
③新修学支援	高等学校（全日制・通信制） 特別支援学校（高等部） 専修学校（高等課程・一般課程） 各種学校（高校生相当） ※静岡県内の学校に限る	前ページ授業料支援額一覧表③のとおり	左記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、就学支援金新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒であって、以下のいずれかに該当する者 ・R8新入生（留学生除く）の場合 概ね世帯年収が910万円未満の世帯 ・R8在校生（留学生含む）の場合 概ね世帯年収が910万円以上の世帯
④私立学校就学支援【県単】	高等学校（全日制・通信制） 専修学校（高等課程・一般課程） 各種学校（高校生相当） ※静岡県内の学校に限る	前ページ授業料支援額一覧表①②③のとおり	以下の1～3のいずれかに該当する者 1. ①就学支援金新制度の対象要件を満たし、かつ概ね世帯年収が270万円未満の世帯（通信制は支給なし） 2. ②就学支援金（経過措置）の対象要件を満たし、かつ概ね世帯年収が350万円未満、590万円以上850万円未満の世帯 3. ③新修学支援の対象要件を満たし、かつ概ね世帯年収が350万円未満、590万円以上850万円未満の世帯 ※2、3について、留学生や保護者等の一方が海外赴任している場合等で課税状況が確認できない場合は対象外。 ※2、3の高等学校（通信制）については、概ね世帯年収590万円以上850万円未満のみ対象とする。

【授業料以外に係る助成】

区分	対象校種	助成対象	助成額	対象要件
奨学給付金	新制度 高等学校（全日制・通信制） 専修学校（高等課程・一般課程）	教科書費、教材費、 学用品費、教科外活 動費等	前々ページ授業料以外支援額一 覧表④のとおり	以下のいずれも満たす者 1. 保護者等が静岡県内に居住する者 2. 就学支援金新制度の対象要件を満たす者 （前ページ①参照）のうち、生活保護（生 業扶助）世帯、世帯年収約490万円未満 の世帯（専攻科多子世帯については世帯 年収約600万円未満）
	経過措置 高等学校（全日制・通信制） 専修学校（高等課程・一般課程） 各種学校（高校生相当）			以下のいずれも満たす者 1. 保護者等が静岡県内に居住する者 2. 就学支援金新制度の対象外となる外国籍 及び外国人学校の生徒（R8新入生（留 学生除く）、R8在校生（留学生含む） のうち、生活保護（生業扶助）世帯、住 民税非課税世帯
私立学校就学支援 【県単】	高等学校（全日制・通信制） 専修学校（高等課程・一般課程） 各種学校（高校生相当） ※静岡県内の学校に限る	入学時納付金	学校が免除した入学時納付金額	当該年度の入学者のうち里親に養育されてい る生徒又は養護施設に入所している生徒
	高等学校（全日制） 専修学校（高等課程・一般課程） 各種学校（高校生相当） ※静岡県内の学校に限る	遠距離通学費	通学費15,000円/月を超える部分 の※1/2の額 ※世帯年収約350万円以上490万 円未満の場合は3/8の額	世帯年収約490万円未満の私立学校就学支援 （授業料に係る助成）の対象者 （前ページ④参照）

※以下の助成においては、自己の責めによらない会社等の倒産や失業等、収入が減少したことにより、授業料等の納付が困難となった家計急変者に対しても支援を行っています。

（就学支援金（経過措置）、新修学支援、授業料減免費助成（家計急変）、奨学給付金）

授業料減免費助成(家計急変)による家計急変者に対する支援については、高等学校等のほか小・中学校の児童及び生徒も対象となる場合があります。

◎詳しくは、各私立学校の事務担当者に御確認ください。

各助成制度を活用する場合は、学校に申請書等を提出する必要があります。

このリーフレットに関するお問い合わせは、下記にお願いします。

静岡県健康福祉部こども若者局私学振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL 054-221-2065（助成班）、3346（指導班）

FAX 054-221-2943

静岡県私学振興課

検索

